

青森県統合総務事務システム導入支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県統合総務事務システム導入支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

青森県統合総務事務システム導入支援業務

(2) 業務内容

別添「青森県統合総務事務システム導入支援業務委託仕様書」のとおり。

なお、仕様書は最優秀提案者の企画提案書等を反映した内容に変更する
場合がある。

(3) 委託期間

令和8年度 契約締結日から令和9年3月31日まで

令和9年度 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

令和10年度 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、契約はいずれも単年度契約を前提とする。

(4) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額 99,956千円

令和8年度 38,485千円

令和9年度 34,079千円

令和10年度 27,392千円

ア 企画提案書等の作成に当たっては、総額及び各年度とも上記の上限額
以下の金額で提案すること。

イ この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途
において、当該契約を解除することがある。

3 参加資格

- (1) 単独で参加する者は、次のアからエまでの全てを満たす者とする。また、
共同体で参加する者は、共同体の全ての構成員が次のアからウまでの全てを
満たす者とし、共同体の代表構成員が次のアからエまでの全てを満たす者と
する。なお、共同体の各構成員は、他の共同体の構成員又は単独で参加する
者でない者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2

項各号に規定する者に該当しない者であること。

イ 参加表明の日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ウ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、青森県からの指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 令和7年2月10日青森県告示第60号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、役務の提供を受ける契約で電子計算組織に係るものについてAの等級に格付けされた者で業務委託の営業種目を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ 暴力団員と交際していると認められる者。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められる者。

キ その者又はその支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの業務に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

- 4 手続等に関する事務を担当する部署・連絡先
〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県総務部人事課
電話番号 017-734-9110
担当 給与支給グループ（西棟7階総務事務センター）
E-mail somujimu_center@pref.aomori.lg.jp
- 5 プロポーザル参加表明書等の提出
(1) 参加申込方法
本プロポーザルへの参加を表明する者は、次の書類を1部提出すること。
ア プロポーザル参加表明書（様式1）
イ 提案事業者概要（様式2）
ウ 申告書（様式3）
(2) 提出方法
ア 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時
イ 提出場所 上記4と同じ
ウ 提出方法 電子メール、郵送（提出期限必着）又は持参により提出すること。
- 6 参加資格審査
(1) プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出があった場合には、上記3に定める参加資格の有無について審査する。
(2) 審査結果については、令和8年8月27日（木）までに、参加表明書に記された電子メールアドレス宛てに通知し、企画提案書の提出を要請する。
- 7 資料の交付
以下の資料については、セキュアファイル交換サービス（庁内外に対して大容量のファイルを送受信できるサービス）により電子データで配付するので、上記4記載のメールアドレスあてに配付を希望する旨連絡すること。
(1) 青森県統合総務事務システム設計・構築業務委託仕様書
(2) 青森県統合総務事務システム要件定義書（別紙を含む。）
- 8 本プロポーザルの実施に関する質問
(1) 質問方法
質問書（様式4）により、上記4記載のメールアドレス宛て電子メールにより提出すること。

(2) 質問期限

令和8年8月14日（金）午後5時

(3) 回答

令和8年8月21日（金）までに、質問書を提出した者全員に対して、質問書に記載された電子メールアドレス宛てに電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者は、下記により書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

1	(様式6) 経費積算書
2	(任意様式) 企画提案書
3	その他企画提案を説明するために必要な書類

(2) 企画提案書の記載内容等

	項目	企画提案書に記載すべき事項
1	取組方針	本業務の目的、業務の範囲、課題を理解・整理した上での取組方針等
2	業務内容	各業務に対する考え方や実施方法等
3	実施体制	業務実施体制及び業務責任者
4	実績	国又は地方公共団体における同種または類似業務の実績
5	費用	本業務委託に係る見積額及び内訳
6	その他	その他特に記載すべき事項

(3) 留意事項等

ア 企画提案は、仕様書の内容を理解した上で行うこと。

イ 提案に当たっての前提条件がある場合は、明記すること。

ウ 仕様書より優れた提案がある場合は、その差異を明記すること。

エ 作成及び提出上の注意事項

(ア) 提案書は、A4判（縦横は自由とし、A3の折込も可とする）で作成し、表紙・中表紙を除き原則両面印刷とすること。

(イ) 印刷方法（2 in 1 等）によりA4・A3判に複数ページの印刷を行うことは不可とする。

- (ウ) 表紙、目次、図表、用語集等を含み、原則 20 ページ以内（片面で 1 ページ換算）とし、できる限り簡略なものとする。
- (エ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (4) 提出部数
紙媒体各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）、電子媒体一式
- (5) 提出期限
令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 5 時必着
- (6) 提出方法
上記 4 記載の担当窓口あて郵送又は持参（FAX 及び電子メール不可）。
なお、郵送の場合は、配達証明郵便で送付すること。また、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (7) 提出先
上記 4 に同じ。
- (8) その他
辞退する場合には、辞退届（様式 5）を提出すること。

10 審査委員会

企画提案書の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「青森県統合総務事務システム導入支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

11 企画提案の審査

(1) 審査

- ア 提出された企画提案書等について、審査委員会において書類審査を行う。
- イ 審査基準は、「青森県統合総務事務システム導入支援業務委託公募型プロポーザル審査基準」に定める。
- ウ 審査に当たって企画提案書等に不明な点等があった場合、提案者に対して回答期限を定めて質問を行うことがある。なお、回答内容は審査に反映する場合がある。
- エ 審査の結果、評価点を最も高く付けた審査委員の数が最も多い者を最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする。
- オ 評価点を最も高く付けた審査委員の数が最も多い者が同数で並んだ場合は、評価点の合計点が高い者を最優秀提案者とする。
- カ 提案者が 1 者の場合においても、審査を実施し、業務を適切に実施でき

ると判断した場合は当該提案者を契約候補者とする。

(2) 結果通知

審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

12 契約

- (1) 本プロポーザル審査において最優秀提案者となった者を受託候補者とし、企画提案書を基に協議を行い、協議が調った場合、随意契約の相手方として見積徴取を実施の上、契約を締結する。
- (2) (1) の協議が調わない場合には、優秀提案者を受託候補者とし、企画提案書を基に協議を行い、協議が調った場合、随意契約の相手方として見積徴取を実施の上、契約を締結する。
- (3) 契約を締結する際、提案者が本県との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

13 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (2) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき
- (3) 提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 見積書に記載する金額が上記2（4）に定める委託料上限額を超えた提案であるとき
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) 青森県職員又は本プロポーザルの関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 本プロポーザルの審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

14 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザル及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書は、原則として非公開とする。ただし、情報公開請求等により公開の必要がある場合は、事前に提案者に通知の上、その全部又は一部を公開する場合がある。

- (4) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製するときがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うときがある。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

15 スケジュール

令和8年8月 4日(火)	募集公告（県ホームページへの掲載）
令和8年8月14日(金)午後5時	質問書提出期限
令和8年8月21日(金)	質問書に対する回答通知
令和8年8月21日(金)午後5時	参加表明書等提出期限
令和8年8月27日(木)	参加資格審査結果通知
令和8年9月10日(木)午後5時	企画提案書等提出期限
令和8年9月11日(金)～	企画提案書等審査